

[論説]

裁判員裁判と性犯罪被害者支援のあり方

佐藤 恵子¹⁾ 山田 典子²⁾

Japanese citizen judge system and support for victims of sexual crimes

Keiko Sato¹⁾ Noriko Yamada²⁾

(J.Aomori Univ. Health Welf. 12: 63 - 72, 2011)

はじめに

2009年5月に裁判員裁判制度が施行され2年が経過した。この間、衆議院議員選挙の有権者台帳から無作為に選ばれた市民が裁判員となって、裁判官とともに2千件以上の裁判が行われてきた。

本稿では、来年に控えた裁判員制度の見直しに向けて、
 1. 裁判員裁判で性犯罪がどのように裁かれているのか
 2. 性犯罪を裁判員裁判の対象とすることの意義・メリットと問題点・デメリットについて考察し、それらをふまえて
 3. 性犯罪被害者に対する今後の支援のあり方として、ワンストップ支援センター設置の必要性について提言を行う。

1. 裁判員裁判で性犯罪はどのように裁かれているか

(1) 裁判員裁判の対象事件に占める性犯罪事件の割合

裁判員裁判の対象事件については、『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』の2条1項で、次のように定められている。一 死刑又は無期懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、二 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件。いわゆる「法定刑の重い重大犯罪」が対象となる。この規定により性犯罪事件のうち裁判員裁判の対象になるのは、強制わいせつ致死傷・準強制わいせつ致死傷、強姦致死傷・準強姦致死傷、集団強姦致死傷・集団準強姦致死傷など、強姦や強制わいせつ

表1 罪名別・量刑分布別の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分														無罪	その他	控訴人員	
		有罪人員	死刑	無期懲役	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下	実刑	執行猶予	保護観察				罰金
総数	2,099	2,055	5	43	15	37	83	214	415	437	366	113	326	186	1	5	39	668	
強盗致死傷	523	513				1	5	24	110	153	131	19	70	53				10	154
殺人	478	469	2	13	5	17	57	83	59	69	57	24	83	38		1	8	153	
現住建造物等放火	184	182					2	5	9	27	49	27	63	39				2	40
傷害致死	167	165						16	48	47	28	8	18	5				2	52
覚せい剤取締法違反	163	154					2	26	81	39	3	3					3	6	79
(準)強姦致死傷	120	114			1	2	5	13	34	37	18	1	3	1				6	43
(準)強制わいせつ致死傷	104	104						1	6	12	30	13	42	30				6	20
強盗致死(強盗殺人)	67	65	3	27	5	10	5	7	6	2						1	1	1	43
強盗強姦	66	63		2	4	4	6	20	21	5	1						3	26	
麻薬取締法違反	48	48						6	13	20	8	1						13	
偽造通貨行使	47	47								1	13	3	30	9				2	
危険運転致死	27	27				1		2	9	9	2	4						11	
集団(準)強姦致死傷	17	17		1		2		2	6	2		1	3	3				7	
(準)強姦	4	4						1	1	1	1							1	
強制わいせつ	1	1											1	1					
その他*	83	83																	

* 逮捕監禁致死(20)、銃刀法違反(14)、通貨偽造(10)、傷害(8)、強盗(5)、爆発物取締り罰則違反(4)、麻薬・向精神薬取締法違反(3)、建造物等以外放火、激発物破裂、ガス漏出等致死、自殺関与、暴行が(各1)

資料：最高裁判所作成資料「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成23年3月末・速報)」

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科

Department of Social Welfare, Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

2) 札幌市立大学大学院看護学研究科

Graduate School of Nursing Sapporo City University

に伴って被害者が死亡したり怪我を負った場合や強盗強姦事件などが該当することになる。

表1は、最高裁が公表している『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年3月末・速報）』をもとに、裁判員制度の施行から約2年間に裁判員裁判で取り上げられた事件を罪名別・量刑分布別にまとめたものである。性犯罪に関する事件についてみると、（準）強姦致死傷120件、（準）強制わいせつ致死傷104件、強盗強姦66件、集団（準）強姦致死傷17件、（準）強姦4、強制わいせつ1となっており、あわせて312件、全裁判員裁判件数2,099件の14.9%となっている。裁判員制度開始にあたって、裁判員裁判の対象事件に占める性犯罪事件の割合は20%程度と予想されていたが、これまでのところやや低い割合になっている¹⁾。

（2）裁判員裁判の対象となった性犯罪事件に見られる傾向

表2は、「性暴力禁止法をつくろう！ネットワーク」が作成した資料²⁾（2009年9月から2010年8月までに取り上げられた性犯罪事件の裁判員裁判60件の概要）をもとに、①裁判が行われた地方裁判所②罪名③被害者④加害者との面識⑤罪状の認否⑥求刑⑦判決⑧被害者の意見陳述の有無等について一覧表にまとめたものである。この表をもとに裁判員制度開始以降の約1年間に対象となった性犯罪事件の裁判結果について分析したところ次のような傾向が明らかになった。

1) 加害者と被害者の関係についてみると、60件中顔見知り8件（13%）であり、面識がない者による犯行が圧倒的に多い。面識があるケースは、高校時代の同級生、古くからの知り合い、会社の社長、母親の内縁関係、インターネットで知り合ったなどである。

2) 罪状認否については、被告が犯行を否認しているのは2件、うち1件は一部否認である。この結果からこれまでのところ裁判員裁判で取り上げられている性犯罪事件では、被告が犯行を認めているケースについて、どの程度の刑罰を与えるか（量刑）を争う裁判が多い。

3) 罪名で最も多い「強制わいせつ致傷」と「強姦致傷」について判決で言い渡された刑罰（量刑）をみると、強制わいせつ致傷（19件）では、懲役3年以下4件、5年以上4件、執行猶予刑10件（うち保護観察付6件）となっている。また強姦致傷（12件）では、懲役4年以下1件、6年～10年7件、執行猶予刑3件（うち保護観察付1件）、不明1件となっている。

4) 求刑と判決の量刑の差についてみると、「判決が求刑の8割未満」のケースが9件、全判決（不明を除く56件）の16%で、「判決が求刑の8割以上」は33件、58.9%（うち求刑通りの判決は10件、17.9%）となっている。全

体的に求刑を大幅に下回る判決は少なく、ほぼ求刑通りの判決が多い。

5) 被害者が意見陳述（方法は様々）した件数は20件で約3割に上る。本人が意見陳述した（ビデオリンク、遮蔽措置等）のは10件、代理人（親族、弁護士）が意見陳述したケースが8件、意見陳述書の読み上げ（裁判長等）が2件となっている。

（3）裁判員裁判における性犯罪の重罰化

2011年3月6日付の東奥日報記事『裁判員制度導入前後で判決比較－性犯罪・傷害致死重く』によれば、最高裁が集計した2010年3月までの裁判員裁判の有罪判決（被告1,646人）と裁判官裁判だった2008年の対象事件の有罪判決（2,146人）を共同通信が比較したところ、強姦致傷罪の判決は、裁判官裁判（158人）では「懲役3年超5年以下」（64人）が最も多かったが、裁判員裁判（89人）では、「懲役5年超7年以下」（28人）が最多だった。強制わいせつ致死傷罪でも、裁判官裁判では「懲役3年以下」（33人）が最も多いのに対し、裁判員裁判では「懲役3年超5年以下」（20人）が最も多かったとしている。

このように裁判官裁判に比べて裁判員裁判で量刑が重くなる傾向の背景には、一般市民である裁判員の性犯罪に対する厳しい意識（処罰感情）が反映していると考えられる。前掲表2（41）の大阪地裁の裁判では、判決の際に裁判長が、裁判員と裁判官の考えとして「これまでの性犯罪の量刑傾向は軽すぎる。裁判員裁判を機に、一般市民の健全な処罰感覚の上に立ち、改めて検討すべきだ³⁾」と述べ、実際の判決においても求刑通り7年の懲役刑を言い渡している。

（4）重罰化と被害者の意見陳述

このような裁判員の厳しい処罰感情を引き出すのに大きく影響したと考えられるのが、被害者の法廷での意見陳述である。

読売新聞が2010年2月に行った調査では、「制度が始まった2009年5月から2010年1月末までに判決があった性犯罪事件34件のうち、41%にあたる14件で意見陳述が行われていた。」「14件は、すべて被告が主な起訴事実を認め、量刑が大きな争点になっていた。裁判員の市民感覚に訴えることで、少しでも重い量刑を引き出したい、との被害者や検察側の意図がうかがえる」⁴⁾と指摘している。

筆者らは、2009年9月に青森で行われた全国初の性犯罪の裁判員裁判を傍聴し、ビデオリンク方式による被害者の意見陳述を聞くことができた。2人の被害者は、「女性として一番ひどいことをされた」「今でも襲われる

表2 裁判員裁判の対象となった性犯罪事件の概要（2009年9月～2010年8月まで）

	地裁	罪名	被害者	面識	罪状認否	求刑	判決	意見陳述
1	青森	強盗強姦	女性2人	なし	認める	懲役15年	懲役15年	ビデオリンク
2	東京	強制わいせつ致傷	20代女性	なし	認める	懲役3年	懲役3年 保護観察執行猶予5年	なし
3	福岡	強制わいせつ致傷	20代女性	旧知、MiXiで再会	認める	懲役4年	懲役2年6月	なし
4	立川	強制わいせつ致傷	33歳女性	なし	認める	懲役3年	懲役3年 執行猶予5年	なし
5	滋賀 大津	強姦致傷	女性	なし	認める	懲役6年	懲役3年 保護観察執行猶予5年	なし
6	札幌	強制わいせつ・強盗、 強制わいせつ致傷、強盗傷害	女性3人、 目撃男性にけが	なし	認める	懲役13年	懲役8年	裁判長が、被害者3名の意見陳述書読み上げ
7	長崎	強制わいせつ致傷・強制わいせつ未遂	中学生・専門学校生	なし		懲役4年	懲役3年 保護観察執行猶予4年	なし
8	仙台	強姦致傷	女子高生	なし	認める	懲役10年	懲役9年10月	なし
9	東京	準強姦致傷	女子中学生	なし		懲役8年	懲役8年	なし
10	水戸	強制わいせつ致傷	女子高生	なし	認める	懲役3年	懲役3年 保護観察執行猶予5年	なし
11	札幌	強姦致傷	女性	なし	認める	懲役6年	懲役6年	なし
12	奈良	わいせつ略取・監禁・集団強姦致傷4被告	20代女性 車に押し込み連れ去り	なし	大筋認める	A懲役6年 B・C・D	A懲役3年B・C・D 懲役3年 保護観察施行猶予5年	被害者代理人弁護士が意見陳述
13	名古屋	強姦致傷など	4人を脅し暴行して怪我	なし	認める	懲役5～10年の不定期刑	懲役5～10年の不定期刑	なし
14	熊本	強姦致傷・強制わいせつ致傷4件	20～30代	なし	認める	懲役10年	懲役10年	被害者1人ビデオリンク、裁判長書面読上げ
15	広島	強制わいせつ致傷	20歳女性	なし		懲役3年	懲役3年 保護観察執行猶予5年	なし
16	東京	強制わいせつ致傷	25歳女性	なし		懲役3年	懲役3年執行猶予3年	なし
17	岐阜	強制わいせつ致傷	女子高生	なし		懲役4年	懲役3年	なし
18	千葉	強制わいせつ致傷	女性社員	会社社長		懲役4年	懲役3年 執行猶予5年	法廷で意見陳述

	地裁	罪名	被害者	面識	罪状認否	求刑	判決	意見陳述
19	立川	集団強姦致傷(2件)	女性2人別々の年	なし		懲役15年	懲役13年	別室で意見陳述
20	鹿児島	強姦致傷	32歳女性	なし		懲役7年	懲役6年	遮蔽措置肉声で意見陳述
21	神戸	強姦致傷	女性職員	会社役員	認める	懲役7年	懲役6年6月	意見陳述書読み上げ
22	沖縄	強姦致傷	20代女性	なし	認める	懲役5年	懲役3年 執行猶予5年	なし 被害弁償あり
23	静岡(沼津)	強盗強姦、強姦、強姦未遂	女性4人	なし		懲役16年	懲役13年	なし 控訴
24	神戸	強姦致傷・強制わいせつ	12歳女兒、8歳男児	なし		懲役12年	懲役9年	女兒の母親の証言
25	高知	強制わいせつ致傷	50歳女性	なし	認める			なし 謝罪文・被害弁償示談、嘆願書
26	大阪	強制わいせつ致傷	女性	なし	認める		懲役3年 保護観察執行猶予5年	なし 加害者を知的障害のため心神耗弱と認定
27	群馬	強姦傷害・強制わいせつ強姦未遂計3件	3人の女性	なし	認める	懲役13年	懲役12年	遮蔽措置で意見陳述、弁護士を通じて被告人質問、損害賠償請求
28	千葉	強制わいせつ致傷	20代女性	なし		懲役3年	懲役3年 保護観察執行猶予5年	なし
29	静岡	強盗致傷・同意書強要・住居侵入	10代女性	なし		懲役12年	懲役9年	なし
30	岡山	強制わいせつ致傷	女子高生	なし	認める	懲役3年	懲役3年 保護観察執行猶予5年	なし
31	沼津	殺人・強制わいせつ	会社員女性	なし		無期懲役	無期懲役	被害者遺族が死刑を求める
32	埼玉	強制わいせつ致傷、強姦未遂等	女性5人	なし		懲役10年	懲役8年6月	なし
33	長野(松本)	強盗強姦等	女性	なし	認める	懲役15年	懲役12年	ビデオリンクで意見陳述
34	徳島	強姦致傷、住居侵入等	女性4人	なし	認める	懲役12年	懲役10年	なし
35	函館	強姦致傷等	女性3人	なし	一部否認			書面陳述
36	埼玉	強姦致傷	女性					
37	名古屋	強姦致傷、逮捕監禁、わい	女子高生			懲役10年	懲役9年	なし

	地裁	罪名	被害者	面識	罪状認否	求刑	判決	意見陳述
38	大阪	強盗強姦未遂	40代女性	なし		懲役12年	懲役10年	法廷で証言
39	東京	強制わいせつ致傷	6歳女兒	なし		懲役7年	懲役6年	被害者の父親意見陳述
40	茨城・水戸	強姦致傷等2件	21歳女性	知人	認める	懲役10年	懲役6年	なし 70万慰謝料
41	大阪	強盗強姦未遂	17歳少女	なし		懲役7年	懲役7年	なし
42	福岡	強姦致傷	21歳女性	母の内縁関係	否認	懲役5年	懲役4年	ビデオリンク誓約書
43	奈良	強制わいせつ致傷等	26歳女性	なし	認める	懲役6年	懲役5年6月	なし
44	福島・郡山	強盗致傷建造物侵入	18歳未満の女性	なし	認める	懲役12年	懲役12年	なし
45	和歌山	強制わいせつ致傷	女性	なし	認める	懲役5年	懲役3年	検察意見陳述書読み上げ
46	東京	強姦致傷	女子高生	なし		懲役7年	懲役6年	なし
47	愛媛	強制わいせつ致傷	32歳女性	なし	認める	懲役6年	懲役5年	なし
48	長崎	強制わいせつ致傷	女性	なし		懲役4年	懲役2年	
49	大阪	強姦致傷	20代女性	なし		懲役10年	懲役8年	なし
50	東京	強盗強姦	20代女性	なし		懲役9年	懲役8年	なし
51	名古屋	強盗強姦、窃盗	女性4人	なし	認める	懲役5～10年の不定期刑	懲役5～10年の不定期刑	なし
52	名古屋	強制わいせつ致傷				懲役8年	懲役7年	
53	埼玉	強姦致傷、件強姦、強姦未遂	15～24歳の女性8人	なし	認める	懲役25年	懲役21年	代理人弁護士が求刑の意見
54	東京	強盗強姦	女性2人	なし		懲役10年	懲役7年	なし
55	千葉	強姦致傷等	女性	なし				なし
56	静岡	強制わいせつ致傷	女性	高校時代の同級生		懲役4年	懲役3年 保護観察執行猶予3年	なし
57	大阪	強制わいせつ致傷	女性2人	なし		懲役12年	懲役8年	なし
58	鹿児島	強姦致傷等	女性7人	なし	認める	懲役15年	懲役14年	2人の被害者の夫が陳述
59	青森	強姦致傷他	40代女性	共に飲食	認める	懲役6年	懲役4年6月	なし
60	青森	強姦致傷	20代女性	知人	認める	懲役10年	懲役10年	代理人弁護士被害者の手紙読上げ

時のことを夢に見る」「犯人が逮捕されるまでの2年間、おびえて暮らしてきた」「この場に来るのはつらかったが、この苦しみを裁判員に、犯人に伝えたかった」「少しでも長く、できれば一生刑務所に入ってほしい」など、それぞれ約10分間被害者としての悲痛な思いを振り絞るように語られた。筆者らは大きな衝撃を受け、被害者の苦しみや怒りの大きさを考えれば、犯人は厳罰に処されるべきだと強く感じた。この経験からも、被害者による意見陳述はどのような形態であっても、裁判員を始め法廷にいる人々の心情に大きな影響を与えることは間違いないと思われる。

裁判は3日間の審理を経て、検察側が懲役15年を求刑したのに対して、弁護人は被告の恵まれない生い立ちや立ち直りの兆しを述べ懲役5年が適当と主張した。判決では、「身勝手な動機から女性の人格を無視した卑劣な犯行を2件も重ね、被害者に生涯いやされない心の傷を負わせた。被告の責任はとて重い」⁵⁾として求刑通りの懲役15年を言い渡した。懲役15年は同種の事件としてはこれまでの最高刑であり、裁判員らが被害者の処罰感情を重視したことを示唆する結果となった。

2. 性犯罪を裁判員裁判の対象事件とすることの意義と問題点

前章では、裁判員裁判で性犯罪がどのように裁かれてきたかについて見てきた。開始以降約2年間という限られた事例に基づく分析ではあったが、いくつかの傾向が明らかになった。それらをふまえて、裁判員裁判で性犯罪を裁くことの意義・メリット（プラス面）と問題点・デメリット（マイナス面）について考える。

(1) 意義・メリット

意義として考えられるのは、性犯罪が裁判員裁判で取り上げられることにより、性犯罪に対する社会的関心が高まり、性犯罪が被害者の人生を奪ってしまうほどの重大な犯罪であることを社会全体が認識するようになったことである。

性犯罪を裁判員裁判の対象とすることについては、裁判員制度開始当初から様々な批判や問題点が指摘され、新聞などでも大きく取り上げられ社会的な関心も高かった。実際に、筆者らが参加した青森地裁での全国初の裁判の際には、数ヶ月前から新聞やテレビなどで連日取り上げられ、一般市民の関心も非常に高く、公判初日から約1,000人の傍聴希望者が長蛇の列を作った。裁判が開始されると新聞やテレビで裁判の様子が詳しく報道され、被害者の意見陳述の内容も伝えられた。それらの報道を通して、多くの市民が性犯罪の実態を知り、性犯罪が被害者の心身に計り知れないダメージを与え人生を狂

わせてしまうほどの卑劣で重大な犯罪であることを理解するようになったと思われる。

また、一般市民である裁判員が、審理に参加することによって性犯罪の重大さを認識し、それが性犯罪判決の重罰化をもたらしたこともメリットと考えてよいだろう。

読売新聞大阪本社社会部の記者たちが、1年半にわたって粘り強く熱心に取材を重ね、日本における性暴力の実態を多角的な視点から明らかにした『性暴力』（中央公論新社2011年）の中で、2人の裁判員経験者は、「性犯罪は裁判員裁判で扱っていいと思う。」「法廷で感じた違和感やギャップ。それこそが裁判員裁判が始まった理由だと思う。」「市民の感覚でこそ、被害者の気持ちをくみ取れる。法廷を変えていくのは、そんな素人の感性なのではないでしょうか」⁶⁾と裁判員裁判のメリットを強調している。

さらに、性犯罪被害者にとっては、意見陳述で裁判員に対して直接心情を訴え加害者に厳罰を求めることは、それまで抱え込んでいた怒りや悲しみなどの被害感情を表出する機会になるとと思われる。また、意見陳述したことで加害者に重い判決が下されれば、一時的にはあれ気持ちが軽くなり、回復へのきっかけになることが期待できる。前掲書『性暴力』の中で、性犯罪裁判で被害者として意見陳述した女性は、「社会の目がようやく性犯罪の深刻さに向き始めた。裁判員裁判から除外されたら、被害者は、また闇に取り残されてしまう。」「司法の場で、辛い思いに耳を傾けてもらえたことに、心に日が差す思いだった。」⁷⁾と語っている。

(2) 問題点、デメリット（被害者が被るおそれのある不利益）

1) 被害者のプライバシーにかかわる問題

性犯罪が裁判員裁判の対象とされることで、被害者が更なる不利益を被るおそれも指摘されている。最も心配されているのが、被害者のプライバシーを他人（裁判員を含む裁判関係者）に知られてしまうことによる被害者の心理的苦痛である。被害者にとって性的被害にあったことは、親や友人にさえ知られたくないほど恥ずかしく辛いことである。それが裁判の中で詳細に説明され一般人である裁判員に知られてしまうことは被害者に更なる苦痛を与えるおそれが大きい。

小林美佳さんは、強姦被害に遭った経験を手記として2008年に出版し、実名と顔写真を公表した。それをきっかけにメールを通して知り合った3,000人を超える性犯罪被害者の思いを受け止めながら、性犯罪被害当事者として全国の様々な場で講演や提言などの活動を行っている。彼女は、性犯罪が裁判員裁判の対象とされるこ

とについて、『性犯罪被害とたたかうということ』（朝日新聞社 2011 年）の中で次のように述べている。少し長いが引用する。「専門家の中には、裁判員制度によって、性犯罪を憎む気持ちを国民が共有することが重要ではないか、という話をする人もいます。その意味では、青森の事件で、犯人に重い刑罰が科されたことには意味があったのかも知れません。それでも、私は性犯罪が裁判員裁判の対象とされることに違和感を抱かざるを得ません。」「一般の人から選ばれる 6 人の裁判員が加わることによって、加害者が増えてしまう気さえるのです。」「自分の最も知られたいくないプライバシーについて、見ず知らずの他人が知っていることの不気味さといったらない。それに加え、性暴力は、それこそ他人には見せないような場所に傷を残すことだって少なくない。その傷の存在を知られることだけだって耐えられないという被害者は少なくないはずです。』⁸⁾「性暴力の被害者が、裁判員に向き合うことの困難や苦しみ。裁判員という一般の人に自分がされたことを知られてしまうことへの気持ち悪さや恐怖。(略) だけど何かを伝えないと被害者の存在を認識してもらえない。』⁹⁾「性暴力が、『性』という人間の最もプライベートな部分にかかわる犯罪である以上、それを他の犯罪と同様に扱うことに、違和感をぬぐえない私があります。』¹⁰⁾

以上の発言にみられるように、性犯罪被害者は裁判員裁判の対象となることで更なるジレンマに苦しむおそれがあることは否定できない。

裁判員裁判における被害者のプライバシー保護に関しては、民間の支援団体等からの要望もあり様々な対策がなされてきている。裁判員の選任手続きの際の配慮として、事件概要を説明する際に被害者の実名を伏せ、住所も自治体名にとどめる、被害者と関わりのある人物や同じ地域の住民を裁判員から除外するなどの対応が取られている。公判の場での検察による被害状況の説明においても、裁判員に詳細な内容を記載した文書を配布し、守秘義務のない一般傍聴人がいる法廷では被害の概要説明にとどめるなどの配慮がなされている。ただし、これらの対応には、各裁判所や地検によるばらつきがみられ、今後更なる改善が求められている。

2) 意見陳述を巡る問題

先にみたように、これまでの性犯罪の裁判員裁判例から、量刑を重くするために意見陳述が効果的であることがわかっているため、被害者が検察から意見陳述を求められる可能性が高く、それが被害者にとって大きなプレッシャーになるおそれが大きい。被害者の意見陳述に際しては、ビデオリンク方式（被害者が別室で陳述書を読み上げ、その映像と音声を法廷の画面に映して尋問する方法）や遮蔽措置（証言台の周りに衝立を置き、被告

や傍聴席から見えないようにする）などの配慮がなされている他、裁判長や検察官、代理人弁護士が意見陳述書を代読することもできる。しかし、このような配慮があっても被害者にとって意見陳述の負担は非常に大きい。陳述書を書くこと自体の大変さ（被害の状況を思い出さなければならない苦痛、裁判員に理解してもらえるように書くための苦労、時間・エネルギーの消耗など）に加えて、裁判所への出入りやビデオ撮影の際の緊張感など、性犯罪被害のダメージに加えて更なる負担を強いられることは間違いない。

さらに、被害者の意見陳述により罪が重くなった場合、加害者が逆恨みして刑務所から出所後被害者に対して報復に出るおそれも否定できない。意見陳述に伴う被害者のリスクは、想像以上に大きいことを認識しなければならない。

このような裁判員裁判による心理的負担の大きさから、裁判員にプライバシーを知られることを恐れた被害者が「職業裁判官のみの審理となるよう、量刑の軽い罪名に落としてほしい」と要望するケースが各地で出てることが報告されている¹¹⁾。大分県で起きた強姦致傷事件では、警察が被害者の意向に沿って、裁判員裁判の対象にならないよう、負傷の事実を省いた強姦容疑で送検した。しかし検察はこれを認めず、強姦致傷罪で起訴するという異常な事態になってしまった。

こうした事態への対応策として、刑事法を専門とする平井佐和子は「裁判員裁判に付すか否かの選択権を被害者に実質的に与える」ことを提案している。「被害者に対し、裁判員対象事件となることを説明し、被害者がそれに同意した場合に致傷罪として起訴するのである。被害者が裁判員裁判を拒む場合には、強姦罪のみないし強姦罪と傷害罪（過失傷害罪）との観念的競合として起訴することとなる。』¹²⁾としている。

(3) 今後懸念される問題

先にみたようにこれまでのところ性犯罪の裁判員裁判では、罪状認否に争いがないケースや加害者が被害者と面識がないケースがほとんどを占めていたが、今後は多様で複雑なケースが対象となることが予想される。例えば以下のような場合には、被害者が裁判によって更に傷つけられる（二次被害を受ける）危険性が大きい。

1) 被告が罪状を否認しており、裁判で罪状を争う場合

この場合には、被害者が証人として法廷に呼ばれ証言を求められるケースが出てくる。その際に、弁護士や裁判員の質問や発言（被害者の落ち度を責める、過去の性的経験を尋ねるなど）によって被害者が傷つけられるおそれが考えられる。また、裁判員に性犯罪被害者によくみられる記憶の曖昧さや混乱による証言の揺れ、恐怖の

ために抵抗できないなどの状態に対する理解がない場合には、加害者の言い分を信じ、被害者に不利な判断を下すケースが出てくる可能性もある。

2) 被害者と加害者に面識がある場合

顔見知りの場合には、弁護側が情状酌量を求めたり被害者の落ち度（なぜ、いやと言わなかったのか、曖昧な態度をとったのかなど）を指摘することが多い。現に、前掲表2（59）の青森地裁で行われた顔見知りの女性に対する強姦致傷等の裁判員裁判では判決理由で、犯行当日深夜まで被告と2人きりで行動し、被告の自宅に上がったことなどについて「分別ある年齢の女性の行動としては軽率であった」と指摘し、6年の求刑に対して4年6ヶ月の判決が言い渡されている¹³⁾。

また、加害者が親や教師など、被害者にとって大きな影響力を持つ身近な人物である場合には、被害を訴えること自体に困難が伴うであろうし、裁判の場で意見陳述することも難しいと思われる。一方の裁判員も判断に迷い、困惑することが予想される。

以上のように性犯罪を裁判員裁判の対象とすることについては、意義やメリットだけでなく様々な問題点やデメリットがあることは間違いない。裁判員制度の見直しに向けて、現在指摘されている問題点やデメリットについて検討し改善を進めるとともに、今後予想される事態についても、早急に被害者の立場に立った具体的な対策が求められる。

3. 裁判員裁判における性犯罪被害者に対する支援のあり方

(1) 性犯罪被害者の実態をふまえた総合的支援の必要性

性犯罪が裁判員裁判の対象となったことの意義を生かし、性犯罪を防止し根絶するために最も重要なことは、性犯罪被害者の実態をふまえた総合的かつ専門的な支援体制を確立することである。

性犯罪被害者は、事件のその日から身体的なダメージ（外傷、性感染症、妊娠のリスク）と自分が汚れてしまったというスティグマ（汚辱感）を背負わされる。さらに、再被害や仕返しへの不安、他人や社会への不信任から、学業や就業の継続が困難になり、地域社会と断絶し引きこもりがちになるなど、被害者の日常生活や社会的な機能までもが損なわれてしまい、まさに人生を奪われたような状況に追い込まれてしまうこともまれではない。

こうした被害者の実態はようやく知られるようになってきているに過ぎず、性犯罪被害者に対する偏見は根強い。いわゆる「レイプ神話」（強姦される被害者にも責任がある、強姦は見知らぬ男女間でしか起きないなど、多くの人々が強姦に対して誤って信じていること）や女

性の性に対する偏見（女性は性的に慎み深くあるべきだ、性的被害を受けた女性は可哀想など、被害女性を特別視したりおとしめる考え方）によって、被害者は、警察はもちろん家族や友人に対してさえ助けを求めにくい状況に追い込まれているのが現状である。性犯罪被害者に対する支援を考える場合には、このような他の犯罪とは異なる性犯罪特有の複雑な状況を認識した上で、被害者が抱える様々な問題に対してできるだけ早く、しかも被害者に負担の少ない方法で必要な支援を提供する体制や仕組みを整えていくことが必要である。

(2) ワンストップ支援センター設置への取り組み

こうした総合的支援体制の整備として現在日本で取り組みが進んでいるのが、ワンストップ支援センターの設置である。ワンストップ支援センターについては、2011年3月に策定された『第2次犯罪被害者等基本計画』（内閣府）において、「医師による心身の治療、医療従事者・民間支援者・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター」と説明されている¹⁴⁾。ワンストップ支援センターが整備されれば、被害者は一カ所で医師の治療や警察官の事情聴取、カウンセリングなど必要な支援を受けることができ、これまでのようにあちこちの施設を動き回って繰り返し被害の状況を説明する必要がなくなり、被害者の負担が大幅に軽減されることになると考えられる。

1) 『性暴力救援センター・大阪』（SACHICO）の取り組み

日本初の性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターは、2010年4月、大阪府松原市の阪南中央病院内に開設された『性暴力救援センター・大阪』（通称SACHICO）である。SACHICOは、同病院で長年にわたり産婦人科医として性暴力被害者の診療に取り組んでいた加藤治子（現センター室長）が、性暴力被害者に対して一カ所で医療的、法律的・心理的なサポートができる総合的支援の必要性を痛感し、同じ思いを持つ医師や法医学者、弁護士、カウンセラー、市民女性活動家ら（28人）に呼びかけ、SACHICOの準備室として「女性の安全と医療支援ネット」を形成し、開設に至ったものである。

設立趣意書では、センターの開設の経緯と目的について次のように述べている¹⁵⁾。「私たちは、（略）長年にわたり数多くの性暴力被害者に接し、その苦悩を目の当たりにしてきました。そして、被害にあった方にまず必要なのは、寄り添ってくれる人の存在と、心のサポートと医療支援であり、次に警察による捜査や法律家による法的支援であることを痛感しています。これらの支援を被害者が動き回ることなく、一カ所で総合的に受けること

ができる体制、すなわち『被害直後からの総合的な支援』をめざして（略）設立します。』¹⁶⁾ センターでは、専門的な研修を受けた女性支援員（約50人）が24時間態勢でSOSの電話を受け、必要に応じて来所を促す。通常の外来とは別に専用の待合室や面談室・診察室が設けられており、支援員は被害者に寄り添って話を聴き、産婦人科医が治療や感染症の検査を行い、必要があれば証拠採取も行う。警察への通報や弁護士、精神科医、カウンセラーへの連絡についても、本人に丁寧に情報提供し意思を確認した上で行っている。

SACHICOにおける支援の特徴は、第一に、性暴力と性暴力被害者についての専門的理解に基づいて実践されていることである。「女性の安全と医療支援ネット」に参加している医者や弁護士、臨床心理士などの専門家のもとより、直接被害者に寄り添う支援員は、性暴力についての基本知識から被害者の心理、性犯罪に係わる法律に至るまで広範な内容の研修（1回2時間半、17回）と面接を受けた上で支援に臨んでいる。第二の特徴は、事件化することを前提にした支援ではなく、被害者が安心できる環境の中で心身の回復をはかることを最優先にしていることである。警察に通報するかどうかの選択は被害者の意思に任かされおり、事件化すべきとのプレッシャーを受けることはない。第三の特徴は、センターでは支援者始めスタッフ全員が一貫して“被害にあったのはあなたが悪いのではない”“あなたはひとりではない”“大丈夫”というメッセージを伝え、被害者に寄り添う支援を実践していることである。このような対応によって、被害者は少しずつ恐怖や緊張、罪悪感や恥ずかしさから解放され、回復に向けて一步を踏み出すことができるようになるのである。

こうしたSACHICOの支援のあり方は、今後の日本における性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターのモデルとしてとして広く普及することが望まれる。

2) ワンストップ支援センターの本格設置に向けて

2010年7月末に警察庁は、ワンストップ支援センターの試験的導入として愛知県警と協力して民間病院の中に「ハートフルステーション・あいち」を開設した。同センターでは、被害者の精神的・肉体的な負担を出来るだけ軽減することを目的に、常駐する支援員による被害相談や情報提供、拠点病院での医師による診察・検査、臨床心理士によるカウンセリング等を行っている¹⁷⁾。

ワンストップ支援センターの設置については、2010年12月に策定された『第3次男女共同参画基本計画』(内閣府)においても「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引き（仮称）」を作成するとしており、先の『第2次犯罪被害者等基本計画』においてもワンストップ支

援センターの設置促進が掲げられている。

これらの計画が着実に実施に移され、全国各地にSACHICOのような性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターが設置され、性犯罪のない社会の実現に向けて大きく前進することを期待したい。

おわりに

『男女間における暴力に関する調査』(内閣府2008年)によれば、「これまでに異性から無理やりに性交された経験」(強姦被害経験)を持つ女性は、7.3%にのぼっている。そのうち、被害を警察等に連絡・相談した人は4.1%に過ぎず、どこ(誰)にも相談しなかった人が62.6%にのぼっている。この結果からも性犯罪は依然として潜在化しており、多くの被害者が誰にも相談できないまま一人で苦しんでいることが推察される。

裁判員制度の開始は、こうした状況に風穴を開ける絶好のチャンスといえる。裁判員裁判で性犯罪が取り上げられることにより、性犯罪の存在とそれが如何に許し難い卑劣な犯罪であり、被害者がどのような状況に追い込まれ苦しんでいるのかについて、社会が知ることになった。この機会を逃さず、性犯罪の根絶に向けて社会全体で取り組んでいくことが求められている。

〔受理日：23年12月8日〕

〈注〉

- 1) 平井佐和子「性暴力犯罪と裁判員裁判」法学論集(西南学院大学)42巻3・4号 p.231
- 2) 「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」は、2007年全国女性シェルターネット「DV根絶国際シンポジウム」で「性暴力をなくすための法律をつくろう宣言」がなされたことをきっかけに呼びかけが始まった。性暴力防止と被害者の回復・支援を立法化するに止まらず、加害者対策も含めたより包括的な法体系の整備を目指している。資料の出典は、性暴力禁止法をつくろうネットワーク中間報告書『安心できる青空を』p.66～70
- 3) 読売新聞大阪本社社会部『性暴力』中央公論社2011 p.185
- 4) 前掲書『性暴力』p.186
- 5) 東奥日報「性犯罪被害感情を重視」2009年9月5日付
- 6) 前掲書『性暴力』p.192
- 7) 前掲書『性暴力』p.47
- 8) 小林美佳『性犯罪被害とたたかうということ』朝日新聞出版社 2010 p.66
- 9) 前掲書 p.70
- 10) 前掲書 p.78

- 11) 前掲書『性暴力』
- 12) 前掲平井 p.240～241
- 13) 東奥日報「強姦致死傷4年6月」2010年8月28日付
- 14) 内閣府『第2次犯罪被害者基本計画』2011年3月 p.18～19
- 15) WAN 女性と女性の活動をつなぐポータルサイト「団体特集突撃！隣のフェミニズム」2011年7月6日付 <http://wan.or.jp/reading/?p=3805>
- 16) 加藤治子「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）設立趣意書」ウィメンズセンター大阪発行「女のためのクリニックニュース」2009年11月号より
- 17) 愛知県警察「ハートフルステーション・あいち」
<http://www.pref.aichi.jp/police/soudan/heartful.html>

引用・参考文献

- ・最高裁資料「罪名別・量刑分布別の終局人員及び控訴人員」最高裁判所作成資料『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年3月末・速報）』
- ・性暴力禁止法をつくろうネットワーク中間報告書『安心できる青空を』2010年3月31日
- ・平井佐和子「性暴力犯罪と裁判員裁判」法学論集（西南学院大学）42巻3・4号
- ・読売新聞大阪本社社会部『性暴力』中央公論新社2011年
- ・小林美佳『性犯罪被害とたたかうということ』朝日新聞出版2010年
- ・内閣府『平成23年版男女共同参画白書』2011年6月
- ・内閣府『第2次犯罪被害者等基本計画』2011年3月
- ・内閣府「男女間暴力に関する調査結果（概要版）」2009年3月
- ・読売新聞大阪本社社会部『性暴力』中央公論新社2011年
- ・小林美佳『性犯罪被害にあうということ』朝日新聞出版2008年
- ・吉川真美子『女子のための「性犯罪」講義』世織書房2010年
- ・平山真理「裁判員裁判と性犯罪」立命館法学2009年5・6号
- ・近畿弁護士連合会「性暴力犯罪についての関係法規の見直しと被害者支援の制度確立等を求める決議」2009年11月27日